

○ 経営規模等評価申請書・総合評定値請求書

申請書類に添付してあります記載要領を参考に作成してください。

様式及び記載要領の入手先については18ページをご覧ください。

様式第二十五号の十一（第十九条の七、第二十条、第二十一条の二関係）

(用紙A4)

2 0 0 0 1

該当しないものを二重線で消します。

経営規模等評価申請書
経営規模等評価再審査申立書
総合評定値請求書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

申請日現在の主たる営業所の所在地、商号、代表者職氏名(個人事業の場合は代表者氏名)

申請者に加え、申請書又は添付書類を作成した者の氏名も併記し、押印してください。その場合委任状の添付が必要です。

申請者の印は、建設業許可申請書同様に、法人の場合は代表者印を、個人の場合は事業主の印を押印してください。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

地方整備局長
北海道開発局長
大阪府知事 殿

太枠内記入不要です。

〒559-8555 大阪府住之江区南港北1-14-16
株式会社 大阪建設
代表取締役 大阪 太郎

行政側記入欄	項番	請求年月日	土木事務所コード	整理番号
申請年月日	01	令和 〇 年 〇 月 〇 日	〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇
申請時の許可番号	02	大臣知事コード 27 国土交通大臣知事許可(般-25)第 1234567 号	平成 25 年 〇 月 〇 日	〇 〇 〇 〇
前回の申請時の許可番号	03	大臣知事コード 〇 〇 国土交通大臣知事許可(特-〇〇)第 〇 〇 〇 〇 〇 〇 号	令和 〇 年 〇 月 〇 日	〇 〇 〇 〇
審査基準日	04	令和 〇 1 年 〇 5 月 3 1 日	記載要領8の表の分類に従い該当するコードを記入してください。	
申請等の区分	05	1	許可換えがあった場合等で許可番号が変更になった場合に記入し、更新等の場合は記載しません。	
処理の区分	06	00	左欄は記載要領9の表の分類に従い、右欄は別表(2)の分類に従い、該当するコードを記入してください。	
法人又は個人の別	07	1 (法人)	資本金額又は出資総額 (千円) 1234567890123	法人番号 141516171819202122232425
商号又は名称のフリガナ	08	オオサカケンセツ	濁点、半濁点は1カラムで記入します。	
商号又は名称	09	(株)大阪建設	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、国税庁から指定された法人番号をご記入ください。商業登記簿簿本の会社法人等番号(12桁)の前に1桁の検査用数字を加えた番号になります。	
代表者又は個人の氏名のフリガナ	10	オオサカ タロウ	姓と名の間は1カラム空けます。	
代表者又は個人の氏名	11	大阪 太郎		
主たる営業所の所在地市区町村コード	12	27125	市町村名に続く住所を記入します。	
主たる営業所の所在地	13	南港北1-14-16	平成28年6月1日より、解体工事業が追加されました。	
郵便番号	14	559-8555	電話番号	06-1234-5678
許可を受けている建設業	15	1	申請時に許可を受けている建設業について記入してください。一般「1」特定「2」	
経営規模等評価対象建設業	16	9	申請業種のカラムに「9」を記入してください。	

※項目 07 から 15 については、申請時点における建設業許可申請書の内容と同一となります。
なお、事前に変更届を提出された場合には、申請の際に、窓口にて変更届（副本）を提示願います

項番

自己資本額 ¹²³⁴⁵⁶⁷⁸⁹¹⁰¹¹¹²¹³¹⁴¹⁵ (千円) ¹⁶ (千円)

基準決算 ¹⁷¹⁸¹⁹²⁰ (千円)

直前の審査基準日 ²¹²²²³²⁴ (千円)

千円未満の端数は切り捨て

自己資本を2期平均する場合に記入

利益額 (2期平均) ¹²³⁴⁵⁶⁷⁸⁹¹⁰¹¹¹²¹³¹⁴ (千円)

利益額 (利益前税引前償却前利益) = 営業利益+減価償却

経営状況分析結果通知書の最下欄の数値を記入

審査対象事業年	
営業利益	345 (千円)
減価償却実施額	222 (千円)
営業利益	678 (千円)
減価償却実施額	333 (千円)

利益額の2期平均を記入
千円未満の端数は切り捨て

技術職員数 ¹²³⁴⁵⁶⁷⁸⁹¹⁰¹¹ (人)

登録経営状況分析機関番号 ¹²¹³¹⁴¹⁵¹⁶¹⁷¹⁸¹⁹²⁰²¹²²²³²⁴²⁵²⁶²⁷²⁸²⁹³⁰

※按分計算された金額を記入される場合、この余白部分に計算式を記入してください。

別紙2「技術職員名簿」に記載された技術職員の合計数を記入

工事種類別完成工事高、工事種類別元請完成工事高については別紙一による。
 技術職員名簿については別紙二による。
 その他の審査項目(社会性等)については別紙三による。

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記入すること。

審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
第 号	平成 年 月 日
再審査を求める事項	再審査を求める理由

〔市区町村コード表〕

コード	市町村名	コード	市町村名	コード	市町村名	コード	市町村名	コード	市町村名
	大阪市	27119	阿倍野区	27145	南区	27214	富田林市	27229	四條畷市
27102	都島区	27120	住吉区	27146	北区	27215	寝屋川市	27230	交野市
27103	福島区	27121	東住吉区	27147	美原区	27216	河内長野市	27231	大阪狭山市
27104	此花区	27122	西成区	27202	岸和田市	27217	松原市	27232	阪南市
27106	西区	27123	淀川区	27203	豊中市	27218	大東市	27301	島本町
27107	港区	27124	鶴見区	27204	池田市	27219	和泉市	27321	豊能町
27108	大正区	27125	住之江区	27205	吹田市	27220	箕面市	27322	能勢町
27109	天王寺区	27126	平野区	27206	泉大津市	27221	柏原市	27341	忠岡町
27111	浪速区	27127	北区	27207	高槻市	27222	羽曳野市	27361	熊取町
27113	西淀川区	27128	中央区	27208	貝塚市	27223	門真市	27362	田尻町
27114	東淀川区		堺市	27209	守口市	27224	摂津市	27366	岬町
27115	東成区	27141	堺区	27210	枚方市	27225	高石市	27381	太子町
27116	生野区	27142	中区	27211	茨木市	27226	藤井寺市	27382	河南町
27117	旭区	27143	東区	27212	八尾市	27227	東大阪市	27383	千早赤阪村
27118	城東区	27144	西区	27213	泉佐野市	27228	泉南市		

[項番 05 申請等の区分コード表]

コード	申請等の種類
1	経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求
2	経営規模等評価の申請
3	総合評定値の請求
4	経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求
5	経営規模等評価の再審査の申立

[項番 06 (左欄) 処理の区分コード表]

コード	処理の種類
00	12 か月ごとに決算を完結した場合 (例) 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの事業年度について申請する場合
01	6 か月ごとに決算を完結した場合 (例) 平成 30 年 10 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの事業年度について申請する場合
02	商業登記法 (昭和 38 年法律第 125 号) の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他 12 か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合 (例 1) 合名会社から株式会社への組織変更に伴い平成 30 年 10 月 1 日に当該組織変更の登記を行つた場合で平成 31 年 3 月 31 日に終了した事業年度について申請するとき (例 2) 申請に係る事業年度の直前の事業年度が平成 30 年 3 月 31 日に終了した場合で事業年度の変更により平成 30 年 12 月 31 日に終了した事業年度について申請するとき
03	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合 (例) 平成 30 年 10 月 1 日に会社を新たに設立した場合で平成 31 年 3 月 31 日に終了した最初の事業年度について申請するとき
04	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合 (例) 平成 30 年 10 月 1 日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日 (平成 31 年 3 月 31 日) より前の日 (平成 30 年 11 月 1 日) に申請するとき

[項番 06 (右欄) 処理の区分コード表]

コード	処理の種類
10	申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
11	申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき
12	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
13	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は事業の譲渡により新たな経営実態が備わつたと認められる日を審査基準日として申請するとき
14	申請者について会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが行われた場合で会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき
15	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
16	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合
17	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
18	申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
19	申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき
20	申請者について事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
21	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者 (連結子会社) として認定を受けて申請する場合
22	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その外国にある子会社について認定を受けて申請する場合